

土壌汚染対策法及び 埼玉県生活環境保全条例に基づく 土壌・地下水汚染の調査・対策について

(平成25年度土壌・地下水汚染対策に関する講習会資料)

平成26年2月19日(水)

埼玉県環境部水環境課

土壌・地盤環境担当

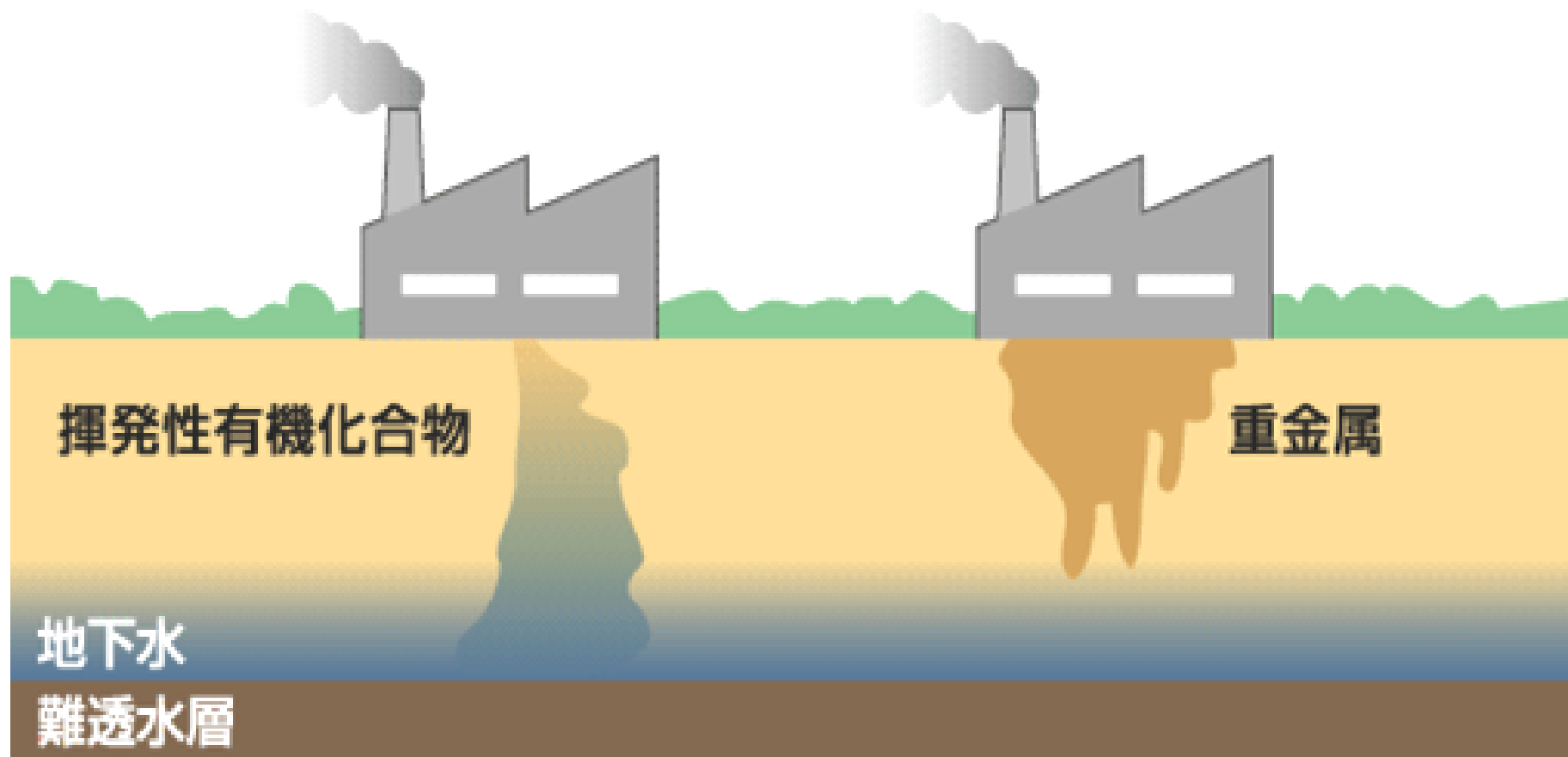
井村 俊彦

本日の内容

- 1 埼玉県内の土壌・地下水汚染について
 - ① 土壌・地下水汚染について
 - ② 埼玉県における土壌・地下水汚染の状況
- 2 土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例について
 - ① 法令の概要
 - ② 土壌汚染対策法の調査・対策の例
- 3 相談・届出窓口について

1-① 土壌・地下水汚染について

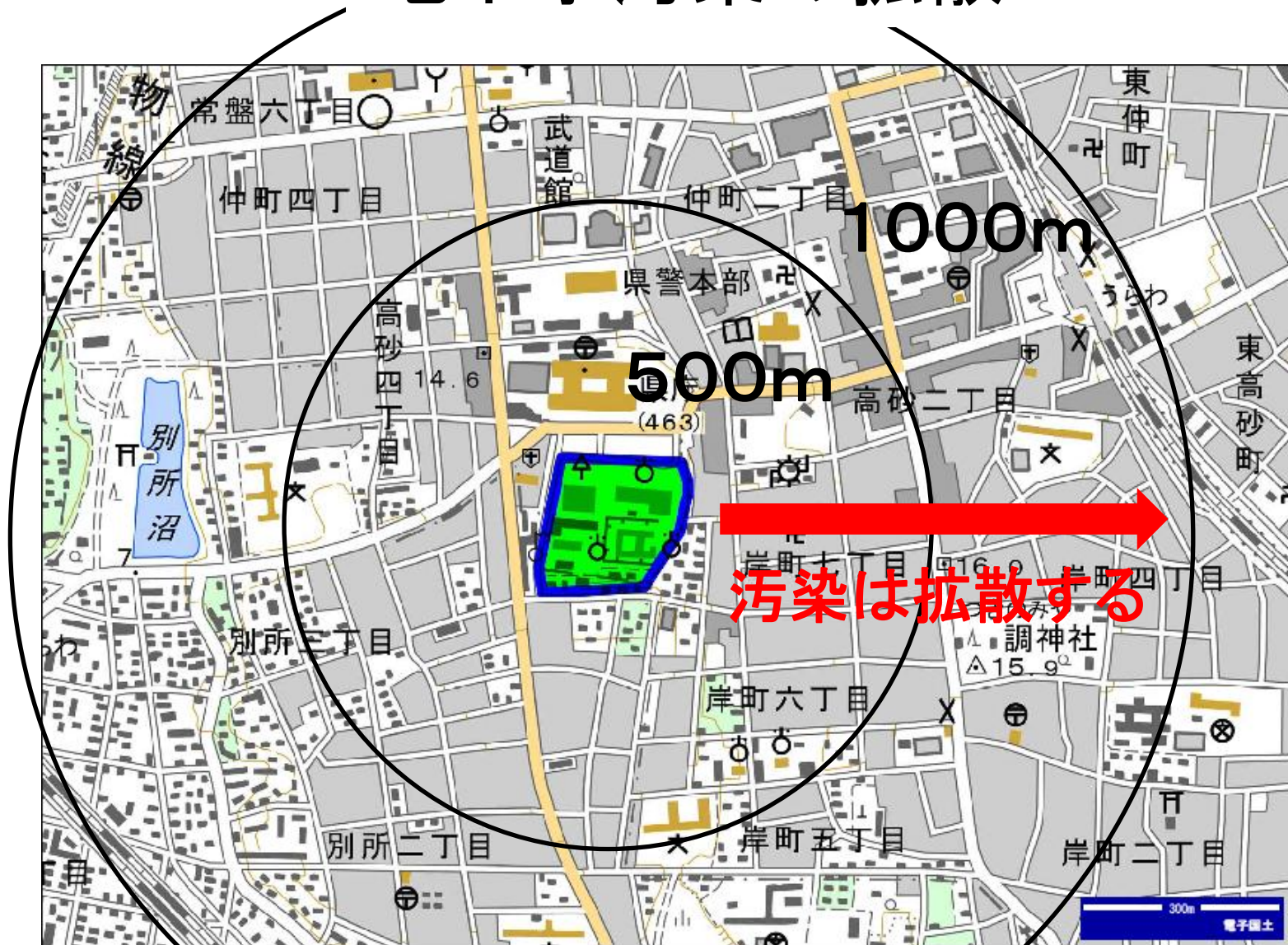
土壌・地下水汚染の概要



揮発性有機化合物・・・低粘性、水に溶解しやすい！！
重金属・・・水に難溶解性、土壌に吸着しやすい！！

1-① 土壌・地下水汚染について

地下水汚染の拡散

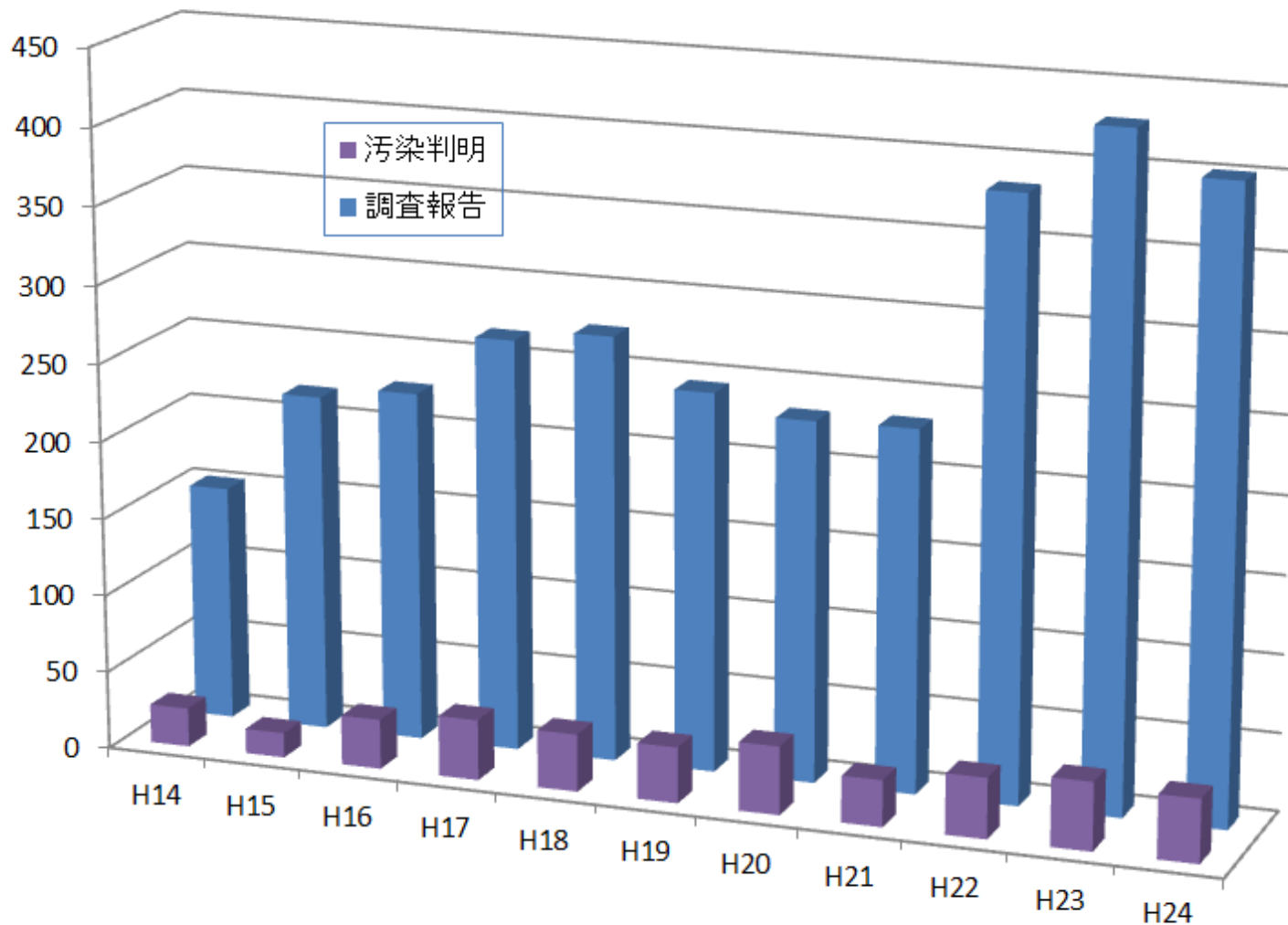


本日の内容

- 1 埼玉県内の土壌・地下水汚染について
 - ① 土壌・地下水汚染について
 - ② 埼玉県における土壌・地下水汚染の状況
- 2 土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例について
 - ① 法令の概要
 - ② 土壌汚染対策法の調査・対策の例
- 3 相談・届出窓口について

1-②埼玉県における土壌・地下水汚染について

土壌汚染の調査と汚染状況(県全体)



1-②埼玉県における土壌・地下水汚染について

埼玉県の法、条例に基づく調査状況 (11政令市等を除く)

	合計				土壌汚染対策法(H15.2.15～)				生活環境保全条例(H14.4.1～)			
	調査実施	汚染判明	浄化中	浄化完了	調査実施	汚染判明	浄化中	浄化完了	調査実施	汚染判明	浄化中	浄化完了
H14年度	75	10			0	0			75	10		
H15年度	114	4			2	1			112	3		
H16年度	117	16			2	0			115	16		
H17年度	141	17			5	3			136	14		
H18年度	154	25			5	1			149	24		
H19年度	106	18			5	2			101	16		
H20年度	103	21			12	5			91	16		
H21年度	105	21			15	6			90	15		
H22年度	220	20			20	9			200	11		
H23年度	191	23			30	17			161	6		
H24年度	229	26			29	19			200	7		
合計	1555	201	38	139	125	63	12	36	1430	138	26	103

1-②埼玉県における土壌・地下水汚染について

土壌汚染対策法の指定区域の状況 (11政令市等を除く)

○主な汚染物質と件数

鉛及びその化合物	(26件)	、	ふっ素及びその化合物	(19件)
六価クロム化合物	(18件)	、	トリクロロエチレン	(11件)
砒素及びその化合物	(10件)	、	テトラクロロエチレン	(8件)

○主な原因

工場由来	(約70%)
クリーニング	(約10%)
自然由来	(約20%)

1－②埼玉県における土壌・地下水汚染について

埼玉県の地下水汚染

平成10年：トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)

使用事業所の一斉調査

→TCE、PCEによる土壌・地下水汚染の顕在化

熊谷市、深谷市、東松山市、飯能市などで

TCEによる広域汚染が発覚

原因者が判明している場合には揚水ばっ気等の浄化措置を実施

10年以上経っても浄化し続けている案件もある

本日の内容

- 1 埼玉県内の土壌・地下水汚染について
 - ① 土壌・地下水汚染について
 - ② 埼玉県における土壌・地下水汚染の状況
- 2 土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例について
 - ① 法令の概要
 - ② 土壌汚染対策法の調査・対策の例
- 3 相談・届出窓口について

2-① 法令の概要

土壌汚染対策法と生活環境保全条例(土壌環境及び地下水質の保全関係)について

○法と条例の特定有害物質

- ・法 25物質
- ・条例 28物質

(法の25物質に地下水のみに基準がある3物質が加わる。)

○法と条例の調査の契機について

		法	条例
	施行	H15.2.1	H14.4.1
調査の契機	有害物質廃止時調査	3条	79条
	土地の改変時調査	4条※	80条
	調査命令	5条	78条
	自主調査	14条※	77条

※ H22.4.1施行の改正法で4条、14条が規定された

2-① 法令の概要

特定有害物質並びに土壤汚染基準及び地下水汚染基準

	特定有害物質	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水汚染基準 (mg/L)
1	四塩化炭素	0.002	—	0.002
2	1, 2-ジクロロエタン	0.004	—	0.004
3	1, 1-ジクロロエチレン	0.02	—	0.1
4	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	—	0.04※
5	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	
6	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	—	0.002
7	ジクロロメタン	0.02	—	0.02
8	テトラクロロエチレン	0.01	—	0.01
9	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	—	1
10	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	—	0.006
11	トリクロロエチレン	0.03	—	0.03
12	ベンゼン	0.01	—	0.01
13	塩化ビニルモノマー	—	—	0.002
14	1, 4-ジオキサン	—	—	0.05
15	カドミウム及びその化合物	0.01	150	0.01
16	六価クロム化合物	0.05	250	0.05
17	シアン化合物	検出されないこと	50	検出されないこと
18	総水銀	0.0005	15	0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	—	検出されないこと
19	セレン	0.01	150	0.01
20	鉛及びその化合物	0.01	150	0.01
21	砒素及びその化合物	0.01	150	0.01
22	ふっ素及びその化合物	0.8	4000	0.8
23	ほう素及びその化合物	1	4000	1
24	シマジン	0.003	—	0.003
25	チオベンカルブ	0.02	—	0.02
26	チウラム	0.006	—	0.006
27	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
28	有機燐化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

第1種特定有害物質
VOC
揮発性有機化合物

第2種特定有害物質
重金属

第3種特定有害物質
農薬類

※シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの量の合計として

2-① 法令の概要

法と条例の相違点(有害物質取扱事業所)

項目	土壤汚染対策法(第3条)	生活環境保全条例(第79条)
調査義務者	土地所有者等	特定有害物質取り扱い事業者
調査契機	有害物質使用特定施設の廃止時等	特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物の除却
調査実施者	指定調査機関	指定調査機関
対象物質	<ul style="list-style-type: none">・特定施設において使用していた特定有害物質・汚染の状態が基準に適合しないと認められる特定有害物質	<ul style="list-style-type: none">・使用していた特定有害物質

2-① 法令の概要

指定調査機関

指定調査機関は、法第3条第1項、法第4条第2項又は法第5条第1項、法第16条第1項及び条例に基づく土壌の調査を実施する機関。

全国に約650あり、下のホームページで検索できる。

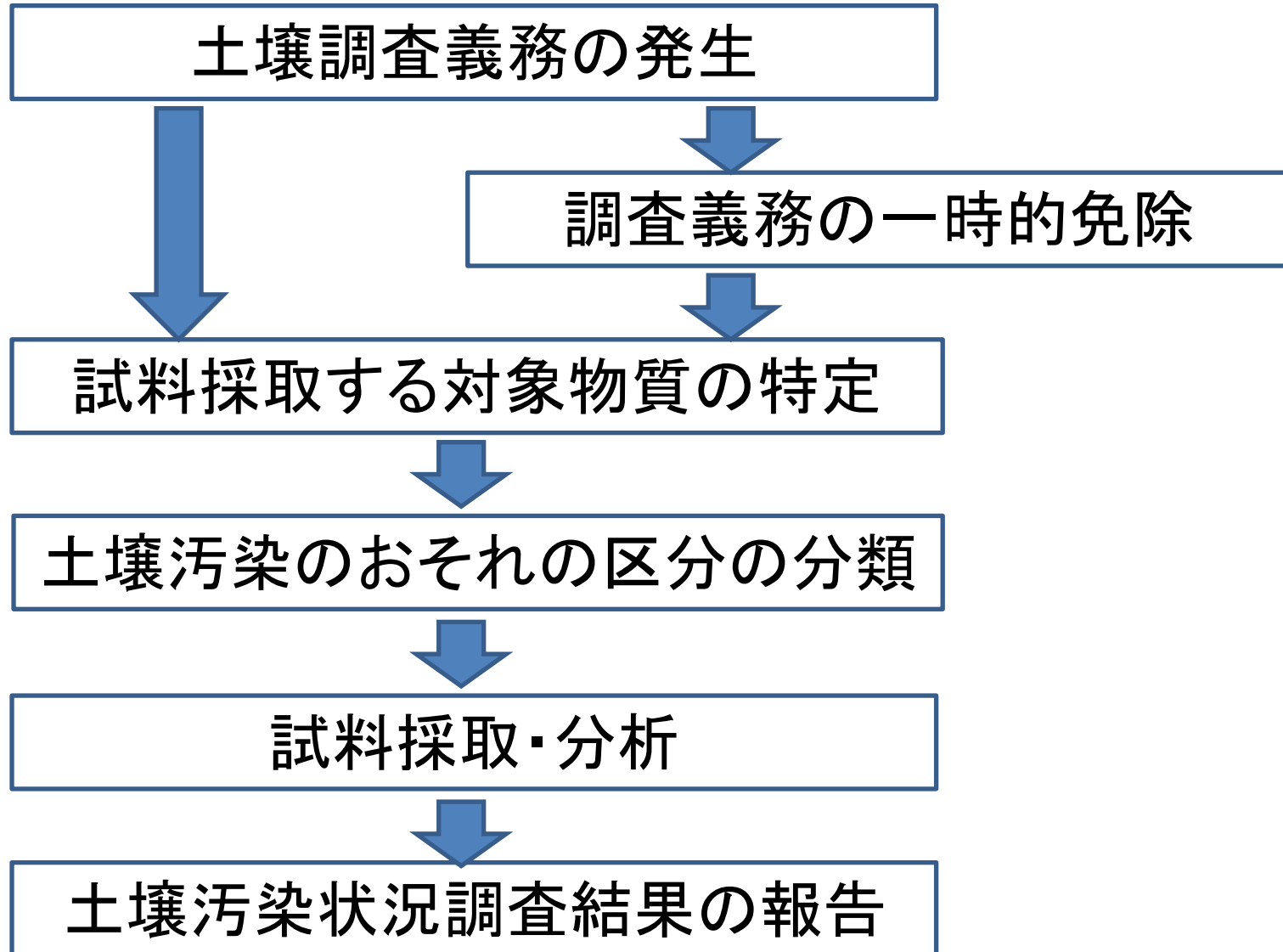
<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html>

指定調査機関を選ぶポイント

- ・値段？ 見積もり
- ・技術力？ HPに実績の記載がある場合も
- ・営業所？ 相談がしやすい

2-① 法令の概要

法第3条調査の流れ



本日の内容

- 1 埼玉県内の土壌・地下水汚染について
 - ① 土壌・地下水汚染について
 - ② 埼玉県における土壌・地下水汚染の状況
- 2 土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例について
 - ① 法令の概要
 - ② 土壌汚染対策法の調査・対策の例
- 3 相談・届出窓口について

2-② 土壤汚染対策法の調査・対策の例

○設定

- ・有害物質使用特定施設を廃止
- ・土地は借地で別に土地所有者がいる
- ・調査の結果VOCで土壤汚染が判明
- ・原位置浄化を実施

- 1 有害物質使用特定施設の設置者が県に廃止届出を提出
- 2 県が法第3条第2項により、土地所有者に土壤汚染状況調査を行い、報告するよう指令書を交付
- 3 土地所有者が指定調査機関による土壤の汚染状況調査を実施し、県へ報告

2-② 土壌汚染対策法の調査・対策の例

- 4 ○汚染原因者又は所有者等が土壌汚染を公表
- 県が事業所周辺の井戸調査を実施

ポイント

- ・周辺住民に正確な情報を提供
- ・現に健康影響の可能性があるのかを確認
- ・将来的な健康影響の可能性があるのかを確認

- ①市町村及び関係自治会に汚染状況説明、周知方法協議
(市町村の広報、自治会の回覧等により住民へ周知)
- ②飲用井戸の有無を確認
- ③汚染の広がりの有無を確認(井戸水質調査を実施)
- ④井戸水の使用に対する注意喚起

2-② 土壌汚染対策法の調査・対策の例

埼玉県からお知らせ

平成 年 月 日
埼玉県〇〇環境管理事務所

井戸水(地下水)を利用されている皆様へ

このたび、〇〇市大字〇〇〇の事業所において、敷地内の土壌から土壌汚染対策法に基づく基準を超えるふっ素、鉛、トリクロロエチレン、〇〇及び〇〇が検出されました。

また、敷地内の地下水から環境基準を超える〇〇〇が検出されました。

このため、県では「井戸」の所在を周辺地域において確認しています。

※ 井戸水は飲用しないようお願いします。

井戸水を利用されている方は、 月 日までに
連絡先の〇〇環境管理事務所にお知らせください。

今後、周辺の地下水の汚染状況を確認するため、
水質調査への御協力をお願いする場合があります。

【連絡先】

埼玉県〇〇環境管理事務所大気水質担当（電話048-〇〇〇-〇〇〇〇）

受付時間：平日8時30分から17時15分まで

※ 環境管理事務所への連絡の他に、井戸水の飲用について相談されたい
場合には下の保健所までお願いいたします。

埼玉県〇〇保健所生活衛生・薬事担当（電話048-〇〇〇-〇〇〇〇）

住民周知のちらしの例

- ・自治会の回覧あるいは
ポスティング(全戸配布)
- ・事業者の文書を併せて配布
する場合がある
- ・裏面には検出された有害物質
に関する情報(一般的な使用
状況、健康被害等)

2-② 土壌汚染対策法の調査・対策の例

- 5 県が区域指定を告示
- 6 事業者が原位置浄化を実施
 - ・県へ土地の形質変更の届出(12条)
 - ・搬出しようとするもの汚染土壌の搬出時の届出(16条)
(原位置浄化の状況を県が立入検査により確認)
- 7 土壌浄化完了後、2年間地下水の水質を測定
- 8 事業者が県へ汚染土壌の浄化完了を届出
- 9 県が区域指定の解除を告示

3 相談・届出窓口について

土壌汚染対策法の相談・届出窓口

環境管理事務所	管内市町村
中央環境管理事務所	鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
北部環境管理事務所	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

※こちらに書かれていない市は、各市役所が相談・届出窓口となります。

3 相談・届出窓口について

水質汚濁防止法及び生活環境保全条例の相談・届出窓口

環境管理事務所	管内市町村
中央環境管理事務所	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
北部環境管理事務所	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

※こちらに書かれていない市は、各市役所が相談・届出窓口となります。

3 相談・届出窓口について

各環境管理事務所の連絡先

環境管理事務所	郵便番号	住所	電話番号
中央環境管理事務所	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5199
西部環境管理事務所	350-1124	川越市新宿町1-1-1	049-244-1250
東松山環境管理事務所	355-0024	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	368-0042	秩父市東町29-20	0494-23-1511
北部環境管理事務所	360-0031	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800
越谷環境管理事務所	343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311
東部環境管理事務所	345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011



ご清聴
ありがとうございました

埼玉県のマスコット「コバトン」

